



公 告

公告第149号

平成24年12月21日

契約担当官

航空自衛隊第83航空

会計隊長 半田 深



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 整備発生屑処理 以下2件
 - (2) 引渡場所 航空自衛隊那覇基地
 - (3) 履行場所 都道府県知事許可処分場
 - (4) 履行期限 平成25年2月28日(木)
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成25年1月9日(水) 13時30分
5. 参加資格
 - (1) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上の資格を有する者。
 - (2) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は郵便入札を可とするが、その場合は平成25年1月8日(火)までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、平成25年1月8日(火)までに必ず航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に資格決定通知書の写しを提出し、入札書類等を受領すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 野中 まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	整備発生屑処理	那基LPS-24- 328	
		承認	平成24年 12月 17日
		作成	平成24年 12月 17日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊		

1 総則

適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊那覇基地における整備発生屑処理について適用する。

2 処理基準

整備発生屑処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する。

3 産業廃棄物の種類、品名及び数量等

別紙のとおり。

4 引渡場所

航空自衛隊那覇基地

5 引渡期限

平成25年2月1日（産業廃棄物管理票：E票については平成25年2月28日）

6 履行場所

都道府県知事許可処分場

7 役務に関する要求

処理作業を次の工程により実施する。

(1) 積載、運搬車両器材の搬入

(2) 処理対象物の数量確認

- (3) 収集作業の実施
- (4) 作業終了時の現場確認及び清掃
- (5) 最終処分状況の確認
- (6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の作成及び提出

8 処理報告

引渡後、速やかに処理を実施し、その報告については最終処分を完了した後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を那覇基地分任管理官（廃品出納主任）に通知するものとし、その通知の受領をもって役務の完了とみなす。

9 一般管理事項

- (1) 契約相手方は、本仕様書及び那覇基地分任管理官（廃品出納主任）の指示に従い作業を実施するものとする。
- (2) 契約相手方は、産業廃棄物の処分に係る都道府県知事の許可を受けていなければならない。
- (3) 契約相手方は、作業の際に責任者を定めて作業の安全に留意し、火災及び盗難の事故防止に努めるものとする。
- (4) 当該契約に起因して発生する事故、その他契約相手方の不注意によって発生した事故については、契約相手方が補償するものとする。
- (5) 契約相手方は、この契約により知り得た航空自衛隊に関する知識を漏洩又は他に転用してはならない。
- (6) 基地内立ち入りについては、那覇基地規則に従い、定められた地域以外に立ち入ってはならない。また、基地内における車両運行については、那覇基地規則に従うものとする。

10 仕様書の疑義

本仕様書において疑義、又は仕様書で規定された以外の作業が生じた場合は官側と協議し、その指示に従うものとする。

件名:整備発生屑処理

項目	産業廃棄物の種類	品 名	単位	数量
1	ガラス・陶磁器屑	ガラス屑	KG	1,377.61
2	木屑	木屑	KG	20,821.02
3	繊維屑	繊維屑	KG	6,206.48
4	廃プラスチック類	廃プラOA機器	KG	2,452.05
5	廃プラスチック類	廃プラ合成ゴム	KG	34,193.01
6	廃プラスチック類	廃プラ非金属	KG	8,180.99
7	廃プラスチック類、繊維屑	廃プラ化学繊維	KG	2,059.49
8	廃プラスチック類、金属屑	廃プラその他	KG	3,693
9	廃プラスチック類	廃プラ発炎筒	KG	9
10	廃プラスチック類、金属屑	金属屑	KG	11,756.18
11	廃プラスチック類	発砲スチロール屑	KG	58
12	コンクリート屑	石材屑	KG	281
13	廃プラスチック類	プラスチック屑	KG	418.4
14	廃プラスチック類、金属屑	廃パソコン(ハード)	EA	41
15	廃プラスチック類、金属屑	廃パソコン(モニター)	EA	39
16	廃プラスチック類、金属屑	廃パソコン(ノート)	EA	16

航空自衛隊那覇基地仕様書												
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書										
	性質による分類	個別仕様書										
物品番号		仕様書番号										
品名 又は 件名	産業廃棄物処理	那基LPS-24-270										
		承認	平成24年11月28日									
		作成	平成24年11月28日									
		改正	平成 年 月 日									
		作成部隊等名	第5高射群									
1 総則 この仕様書は、航空自衛隊那覇基地における各種整備等により発生した産業廃棄物処理について規定する。 2 産業廃棄物の名称等 <table border="1"> <tr> <td>木くず</td> <td>木屑</td> <td>465</td> <td rowspan="3">k g</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃プラスチック類</td> <td>廃プラ合成ゴム</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>廃プラ化学繊維</td> <td>98.6</td> </tr> </table> 3 引渡場所 航空自衛隊那覇基地 4 履行場所 都道府県知事許可処分場 5 処理基準 産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する。				木くず	木屑	465	k g	廃プラスチック類	廃プラ合成ゴム	21	廃プラ化学繊維	98.6
木くず	木屑	465	k g									
廃プラスチック類	廃プラ合成ゴム	21										
	廃プラ化学繊維	98.6										

6 役務に関する要求

収集運搬及び処分作業を次の行程により実施する。

- (1) 積載、運搬車両器材等の搬入
- (2) 重量等の確認
- (3) 処分作業事項の確認
- (4) 回収作業実施
- (5) 作業終了時の現場確認及び清掃
- (6) 処分場への運搬
- (7) 最終処分状況の確認
- (8) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の作成及び官側への提出

7 処理報告

産業廃棄物の処理については、引渡し後速やかに実施するものとし、その報告については産業廃棄物管理票（マニフェスト）により最終処分を完了した後速やかに官側に通知するものとし、その受領をもって役務の完了とみなす。

8 一般管理事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき履行するものとする。
- (2) 契約相手方は、本仕様書及び官側の指示に従い作業を実施するものとする。
- (3) 契約相手方は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の県知事の許可を受けていなければならない。
- (4) 当該契約に起因して発生する事故、その他契約相手方の不注意によって発生した事故については、契約相手方が無償で保証するものとする。
- (5) 契約相手方は、作業の際に責任者を定めて作業の安全に留意し、火災、盗難等の事故防止に努めるものとする。
- (6) 契約相手方は、この契約により知り得た航空自衛隊に関する知識を漏洩又は他に転用してはならない。
- (7) 基地内立ち入りについては、那覇基地諸規則に従い、定められた地域以外に立ち入ってはならない。また、基地内における車両運行については、那覇基地

諸規則に従うものとする。

(8) 契約相手方は、作業及び報告等の為に基地内に立ち入る際、日時と作業人員氏名及び車両器材等については、官側に事前に連絡するものとする。

(9) 木材の敷物は木屑等の重量に含まれるものとする。

9 仕様書の疑義

本仕様書において疑義、又は仕様書で規定された以外の作業が生じた場合は官側と協議し、その指示に従うものとする。